

10. 長野県内における発達障がい児・者と家族への支援について

－「発達障がい支援のための資源ハンドブック」調査から－

小坂勇太、小泉典章、今井敏弘（精神保健福祉センター）

キーワード：発達障がい、ペアレント・トレーニング、SST

要旨：長野県精神保健福祉センターでは平成23年度に県内の発達障がいの支援資源について調査し、平成24年「発達障害支援のための資源ハンドブック2012」を発行した。平成26年度は、新たな関係機関も対象に調査した。今回はその結果の中からペアレント・トレーニングやソーシャル・スキル・トレーニング等の専門的な支援について平成23年度の状況と比較した。実施している市町村は増加傾向にあり、その他の機関においても実施していたが、その数が発達障がい児・者や家族のニーズに比べて十分とは言えず、今後地域の実情に応じて適切な支援が提供できるよう、さらにこれらの療育支援の技術を広めていく必要がある。

A. 目的

平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいへの普及啓発が進む中、支援に関する相談窓口も増えてきている。長野県精神保健福祉センター（以下、センター）が、「発達障害支援のための資源ハンドブック2012（以下、ハンドブック）」の発行のために実施した平成23年度の調査では、県内全77市町村に発達障がいの相談窓口があることが分かった。

平成26年度、現在の支援資源の実態を把握してハンドブックの情報更新と改訂版の発行をするにあたり、新たに障がい児支援事業所等を対象に加え、どのような支援が行われているのか調査した。ここでは、発達障がい児・者や家族のニーズが高いと考えられる「ペアレント・トレーニング（以下、ペアトレ）」や「ソーシャル・スキル・トレーニング（以下、SST）」の実施状況について分析を行う。ペアトレとは、発達障がいの子をもつ保護者を対象とし、ほめ方や制限の設け方等、子どもへの対応方法を学ぶプログラムである。SSTとは、発達障がい児・者を対象とし、挨拶の仕方や、自分の意見や感情を適切に伝えること等、日常生活をおくる上で必要な社会性を身につけるためのプログラムである。

2つの支援について平成23年度の状況と比較するとともに、今後の専門的な支援の普及とセンターに求められる役割について考察する。

B. 方法

1. 調査対象

市町村（77か所）、医療機関（554か所）、障がい児支援事業所（56か所）を対象にメール・郵送にて調査用紙を送付した。5月上旬に回答を求めたところ、市町村70か所（回収率90.9%）、医療機関304か所（回収率54.9%）、障がい児支援事業所50か所（回収率89.3%）から回答を得た（平成26年5月23日現在の回収率／今後さらにデータを集積して報告する予定）。

2. 内容

平成26年4月1日現在、発達障がい児・者及びその家族を対象に行っている支援について尋ね、そのうち以下の内容をあげた。

- (1) SSTについて／実施の有無、対象者の年代、実施しているスタッフの職種（複数回答）
- (2) ペアトレについて／実施の有無、実施しているスタッフの職種（複数回答）

C. 結果

1. 市町村におけるペアトレ、SSTの実施について

ペアトレやSSTの実施について平成23年度調査と比較したところ、ペアトレは平成23年度に16か所で行われていたものが、平成26年度には20か所で実施されていた。具体的には3か所では実施をとりやめたものの、7か所で新たに開始していた。また、SSTの実施箇所は4か所から8か所に増加していた（表1）。

SSTの対象者を年代別に分けたところ、小学生を対象としている

ところが最も多かった（図1）。ペアトレの対象年代については調査項目に含めなかった。

ペアトレのスタッフは保健師、心理士、保育士が多かった（図2）。SSTについては、保健師、心理士、保育士だけでなくその他の様々

表1 ペアトレ、SST実施市町村数

		回答数	実施	%
ペアトレ	H23	77	16	20.8
	H26	70	20	28.6
SST	H23	77	4	5.2
	H26	70	8	11.4

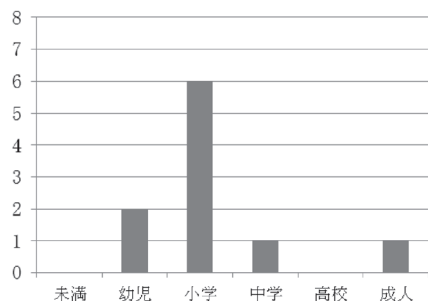


図1 SSTの対象年代（市町村）

な職種も担っていた（図3）。

2. 障がい児支援事業所のペアトレ、SSTの実施について

障がい児支援事業所は2014年度の調査で初めて対象としたため、2011年度との比較はできていない。それぞれの機関がもつ機能に応じて、療育や相談、放課後等デイサービス等のサービスが提供されており、そのうちペアトレを実施している所は3か所、SSTを実施している所は6か所であった。SST対象年代別では小学生が最も多く、6か所全てが対象としていた（図4）。

3. 医療機関におけるSSTの実施について

医療機関調査のうち、SSTの実施の有無について尋ねたところ、10か所から実施していると回答があった。ペアトレの実施については、調査項目に含めなかった。

D. 考察

ペアトレやSSTを実施している市町村は増加の傾向にある。ただ、比較的人口が少ない町村では集団で

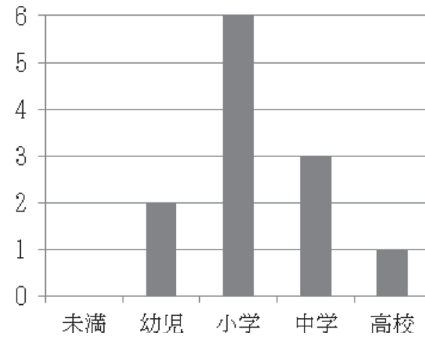


図4 SSTの対象年代（事業所）

の支援が成り立ちにくいいため、個別的な支援に重点を置いているところが少なくない。集団によるペアトレやSST等のプログラムの適用が必要と思われる場合に、より広域で支援している保健福祉事務所、障がい者総合支援センター等と連携して実施している場合があり、これらの機関についても考察する必要がある。

市町村で実施しているペアトレのスタッフは保健師、心理士、保育士が多かった。ペアトレのほとんどが乳幼児期の保護者を対象としているため、母子保健担当者が主となって実施していることが多いものと思われる。平成23年度の調査時に実施していながら、今回の調査時には未実施だった市町村については、前回調査時は講師を外部に委託しているところもあった。支援を継続していくためには、身近な支援者がスタッフを担えることが望ましいと思われる。

障がい児支援事業所、医療機関でもペアトレやSSTを実施しているところはあるが、今回の結果からは一部に限られているようである。当事者・家族の声を相談場面等で聞く中では、ニーズに比べて、まだその数が十分とは言えず、ペアトレやSST等の取り組みを取り入れてもらえるよう、支援のノウハウを獲得する機会が必要と考えられる。

E. まとめ

今回の調査の中で、ペアトレやSST等の取り組みが徐々にではあるが、増えてきている状況が確認された。地域によって事情が異なるために、必ずしも全ての支援機関においてペアトレやSST等の支援が提供される必要はないが、当事者・家族が何らかの形で適切な支援を受けられることを保障される必要がある。そのためセンターでは、それぞれの地域でペアトレやSST等の専門的な支援が行えるようになるために、依頼に応じて地域の支援者に技術支援、ノウハウの提供を行ってきている。今後も各地域の支援システムの実情を確認しながら、効果的に技術支援を行っていくことが求められる。実施機関へ詳細について調査するなどし、実施や普及方法についても検討していきたい。

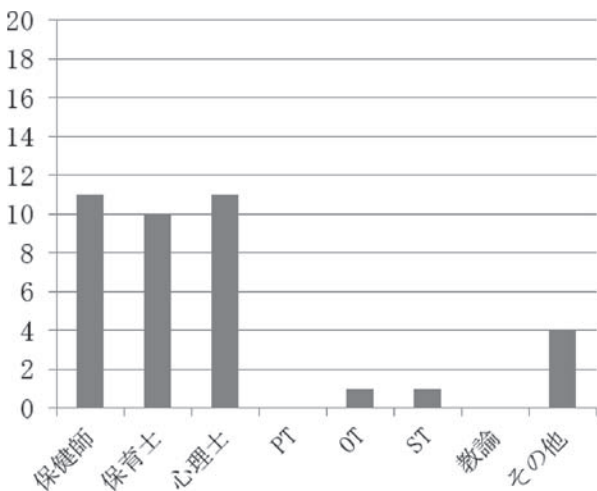


図2 ペアトレを実施しているスタッフ（市町村）

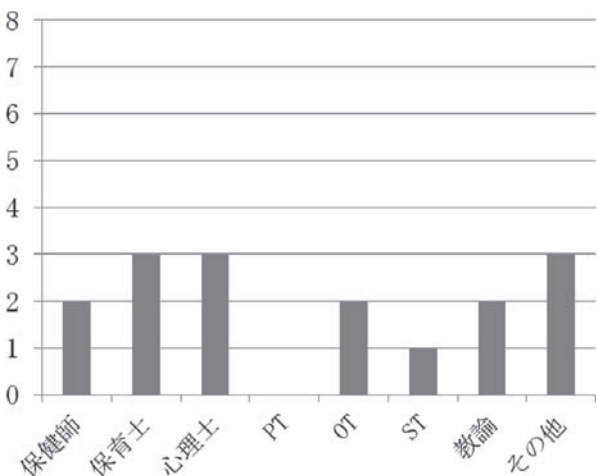


図3 SSTを実施しているスタッフ（市町村）